

スマートみやぎ健民会議ロゴマーク取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、スマートみやぎ健民会議における健康づくりの取組を広く周知するために制作したロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2 使用の対象となるロゴマークは、別紙のとおりとする。

(申請者の条件)

第3 ロゴマークの使用を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 国、宮城県（健康推進課、保健福祉事務所及び保健所を除く。）及び宮城県内の市町村
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (3) 報道機関
- (4) スマートみやぎ健民会議の会員、優良会員又は応援企業のいずれかに登録されている者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
- (5) その他宮城県が適当と認めた者

(使用承認の申請等)

第4 ロゴマークの使用を希望する者は、スマートみやぎ健民会議ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に、当該ロゴマーク使用のイメージ図を添えて、これを次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) ロゴマークの使用を希望する者が一の保健福祉事務所又は保健所の管轄区域内に限りロゴマークを使用しようとする場合 当該保健福祉事務所長又は保健所長
 - (2) 前号以外の場合 健康推進課長
- 2 前項の規定にかかわらず、第3(1)から(3)までに該当する者がロゴマークを使用しようとするときは、前項の承認を行う者に予め連絡し、その了解を得ることにより、申請及び承認に代えることができる。
- 3 保健福祉事務所長又は保健所長は、ロゴマークを使用し、又は使用の承認若しくは了解をしたときは、健康推進課長にその状況を報告するものとする。

(使用承認)

第5 健康推進課長、保健福祉事務所長又は保健所長（以下「健康推進課長等」という。）は、第4の規定による申請があった場合、その内容を審査し、ロゴマークの趣旨にふさわしい内容であると認めるときは、承認するものとする。ただし、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する場合又は反するおそれのある場合
 - (2) 宮城県のイメージを傷つけ、健康づくり活動の取組を妨げるおそれがある場合
 - (3) 不当な利益をあげるために使用する場合
 - (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は支援するおそれがあると認められる場合
 - (5) 商品・サービス・事業等の品質を担保・証明するものと誤認させるおそれがある場合
 - (6) その他健康推進課長等が不適当と認める場合
- 2 健康推進課長等は、前項の承認をするときは、スマートみやぎ健民会議ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6 ロゴマークの使用承認を受けた者（第4第2項の規定により使用するものを含む。以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、健康推進課長等の指示する使用条件に従うこと。
- (2) デザインは変更せず、そのまま使用すること。

デザインの変更に該当する行為（例）

- イ 画像の一部を欠く表示
- ロ 他の線や文字等との重複
- ハ 縦横比の変更
- ニ 白黒表示を除く色の変更

- (3) アニメむすび丸を含めたロゴマークを使用する場合には、コピーライトマーク（©宮城県・旭プロダクション）の表記を付すこと。
- (4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに健康推進課長等に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 第5で承認を受けた権利を、第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) 作成した物件を、第三者に有償で譲渡し、又は転貸しないこと。

（承認内容の変更）

第7 使用者が承認内容について変更しようとするときは、スマートみやぎ健民会議ロゴマーク使用承認変更申請書（様式第3号）を健康推進課長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 健康推進課長等は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、スマートみやぎ健民会議ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

（使用承認の取消し）

第8 健康推進課長等は、使用者がこの要領に反し、又は申請の内容に虚偽があることが明らかになった場合は、当該承認を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- 2 前項に規定する使用物件の回収等、使用承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消された者が負担するものとする。
- 3 健康推進課長等は、前項に規定するもののほか、承認を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

（使用料）

第9 ロゴマークの使用料については、無料とする。

（使用承認期間）

第10 ロゴマークの使用期間は、使用承認を受けようとする日の属する年度の末日までの必要な期間とする。ただし、健康推進課長等は、ロゴマークの使用目的、使用内容その他の事情を考慮して、当該年度の末日までの期間とすることが適当でないとき、2年を超えない範囲内において、その期間を延長することができる。

（補則）

第11 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月17日から施行する。

(別紙)

No.	1	2	3	4
名称	スマートみやぎ健民会議 むすび丸	スマートみやぎ健民会議 マーク	あと、1日、15分歩こう！ むすび丸	あと、1日、15分歩こう！ マーク
画像				
No.	5	6	7	8
名称	ちよつとずつ塩ecoあと3g むすび丸	ちよつとずつ塩ecoあと3g マーク	野菜を食べよう！あと100g ベジプラス むすび丸	野菜を食べよう！あと100g ベジプラス マーク
画像				
No.	9	10	11	12
名称	野菜を食べよう！宮城県 ベジプラス マーク	めざせ！受動喫煙ゼロ むすび丸	白い歯で笑顔キラッと むすび丸 歯ブラシ	白い歯で笑顔キラッと むすび丸 歯磨き粉
画像				
No.	13	14	15	16
名称	歩いて健康UPむすび丸 正面	歩いて健康UPむすび丸 横	歩いて健康UPむすび丸 斜め	歩いて健康UPむすび丸 タオル
画像				
No.	17	18	19	20
名称	健康3150宣言 文字あり縁あり	健康3150宣言 文字あり縁なし	健康3150宣言 文字なし縁あり	健康3150宣言 文字なし縁なし
画像				
No.	21	22	23	24
名称	健康3150 減塩あと3g！	健康3150 歩こうあと15分！	健康3150 めざせ！受動喫煙ゼロ	健康3150 めざせ！むし歯・歯周病ゼロ
画像				
No.	25	26		
名称	みやぎ健康月間 丸	みやぎ健康月間 六角形		
画像				